

# 神奈川県工業塗装協同組合 定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な協同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 本組合は、神奈川県工業塗装協同組合と称する。

### (地区)

第3条 本組合の地区は、神奈川県、東京都及び山梨県の区域とする。

### (事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を横浜市に置く。

### (公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要のあるときは神奈川新聞に掲載してする。

### (規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

## 第2章 事業

### (事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員のためにする廃品の共同回収処理
- (2) 組合員の取り扱う資材の共同購買
- (3) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (4) 組合員の福利厚生に関する事業
- (5) 前各号の事業に附帯する事業

## 第3章 組合員

### (組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者

とする。

- (1) 工業製品の塗装業を営む事業者であること
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有していると認められる者

#### **(加 入)**

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申し込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

#### **(加入者の出資払い込み及び加入金)**

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払い込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を継承することによる場合は、この限りでない。

2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は総会において定める。

#### **(相続加入)**

第11条 死亡した組合員の相続人で、組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとするものは、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

#### **(自由脱退)**

第12条 組合員は、あらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱会することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

## **(除名)**

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の施設を利用しない組合員
- (2) 出資の払い込み、経費の支払い、その他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
- (6) 第8条第2項各号の一に該当する組合員

## **(脱会者の持分の払戻し)**

第14条 組合員が脱会したときは、当該事業年度末の決算貸借対照表における出資金、資本準備金、決定利益準備金、特別積立金の合計額に利益剰余金のうち本組合に留保した金額（法定繰越金を除く。）又は損失金を加減した金額（以下、本条において「払戻対象金額」という。）を限度として払い戻すものとする。ただし、除名による場合はその半額とする。

## **(使用料又は手数料)**

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。  
2 前項の使用料又は手数料の額は、規約で定める額を限度として理事会で定める。

## **(経費の賦課)**

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため組合員に経費を賦課することができる。  
2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は総会において定める。

## **(出資口数の減少)**

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
  - (2) 事業の一部を廃止したとき
  - (3) その他特にやむを得ない理由があるとき
- 2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会においてその諾否を決する。  
3 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

## **(届出)**

第18条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(3) 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員が300人を超えたとき

#### (過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

(1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員

(2) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

### 第4章 出資及び持分

#### (出資1口の金額)

第20条 出資1口の金額は、10,000円とする。

#### (出資の払込み)

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

#### (延滞金)

第22条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで、年18パーセントの割合で延滞金を徴収することができる。

#### (持分)

第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定にあたっては、10円未満の数は切り捨てるものとする。

### 第5章 役員、顧問及び職員

#### (役員の数)

第24条 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理事 15人以上20人以内

(2) 監事 1人又は2人

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

#### (役員の任期)

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事

2年又は就任後において開催される第2回目の通常総会の終結時までの何れか短い期間、ただし、就任後第2回目の通常総会の終結時まで任期を延長することを妨げない。

(2) 監事

2年又は就任後において開催される第2回目の通常総会の終結時までの何れか短い期間

- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において選挙された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまでなお役員の職務を行う。

#### **（員外役員）**

第26条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については1人を超えることができない。

#### **（理事長、副理事長及び専務理事の職務）**

第27条 理事のうち1人を理事長、2人又は3人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選出する。

- 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときはあらかじめ理事会において定めたところに従い、その職務を代理し、又は代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本組合の常務を実行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

#### **（監事の職務）**

第28条 監事は、何時でも会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### **（役員の忠実義務）**

第29条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

#### **（役員の選挙）**

第30条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは指名推薦の方法によって行うことができる。
- 5 指名推薦の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その指名人をもって当選とするかどうかを総会に諮り、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

#### **(役員報酬)**

第31条 役員に対する報酬は、総会において定める。

#### **(顧問及び相談役)**

第32条 本組合に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験のある者のうちから理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

#### **(参事又は会計主任)**

第33条 本組合に参事又は会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

#### **(職員)**

第34条 本組合に次の職員を置くことができる。

- (1) 主事 若干名
- (2) 書記 若干名

## **第6章 総会、理事会及び委員会**

#### **(総会の招集)**

第35条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て理事長が招集する。

#### **(総会招集の手続き)**

第36条 総会の招集は、会日の10日前までに到着するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

#### **(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)**

第37条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理する会員の数は、1人とする。

#### **(総会の議事)**

第38条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### **(総会の議長)**

第39条 総会の議長は、総会ごとに出席した組合員又は組合員たる法人の代表者から選任する。

#### **(緊急議案)**

第40条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第36条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

#### **(総会の議決事項)**

第41条 総会においては、法又は定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金額の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

#### **(総会の議事録)**

第42条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 組合員の数及びその出席者数
- (3) 議事の経過の要領
- (4) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

#### **(理事会の招集)**

第43条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い副理事長が、理事長、副理事長がともに事故又は欠員のときは専務理事が、理事長、副理事長、及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い他の理事が招集する。

3 理事は、必要があると認めるときは、何時でも理事長に対し理事会を招集すべきことを請求することができる。

4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、正当な理由がないのに理事長が理事会の招集の手続をしないときは、自ら理事会を招集することができる。

#### **(理事会の招集手続)**

第44条 理事会の招集は、会日の7日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

#### **(理事会の議事)**

第45条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

#### **(理事会の書面議決)**

第46条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について書面により理事会の議決に加わることができる。

#### **(理事会の議決事項)**

第47条 理事会は、法又は定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

**(理事会の議長及び議事録)**

第48条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録については、第42条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第2項第4号中「(可決、可否の別及び賛否の議決権数)」とあるのは「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

**(委員会)**

第49条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は規約で定める。

## 第7章 会 計

**(事業年度)**

第50条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

**(法定利益準備金)**

第51条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の10の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては取り崩さない。

**(資本準備金)**

第52条 本組合は、加入金、増口金及び減資差益（第14条ただし書の規定によって払い戻しをしない金額を含む。）は、資本準備金として積み立てるものとする。

**(特別積立金)**

第53条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

**(法定繰越金)**

第54条 本組合は、第7条第3号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

**(利益剰余金及び繰越金)**

第55条 1事業年度における総益金に総損金及び繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第51条の規定による法定利益準備金、第53条の規定による特別積立金及び前条の規定による繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

**(利益剰余金の配当)**

第56条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年

度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第23条第2項（持分）の規定を準用する。

**（損失金の処理）**

第57条 損失金のおてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

**（職員退職給与引当金）**

第58条 本組合は、事業年度毎に職員退職給与引当金として職員給与総額の100分の6以上を計上する。

施 行 昭 和 5 0 年 2 月 6 日